⑷　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第３条　この細則は、機構の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

⑴　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

⑵　特定役務のうち建設工事の調達契約　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第３条第１項に規定する総務大臣の定める額

⑶　特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

⑷　特定役務のうち前二号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

２　前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては、当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては、当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（競争参加者の資格に関する審査等）

第４条　独立行政法人農畜産業振興機構会計規程第５条第１項第１号に規定する契約事務責任者（以下「契約事務責任者」という。）は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、競争参加者資格審査等事務取扱要領（以下「資格審査等要領」という。）第４条第３項の規定による一般競争又は指名競争に参加しようとする者の審査については、随時にしなければならない。

２　資格審査等要領第３条第１項の規定による公示については、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、官報によりしなければならない。

３　契約事務責任者は、前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

⑴　調達をする物品等又は特定役務の種類

⑵　資格審査等要領第２条第１項に規定する競争参加者に必要な資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（一般競争の公告）

第５条　契約事務責任者は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも50日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上50日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

２　契約事務責任者は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

（一般競争について公告をする事項）

第６条　前条の規定による公告は次に掲げる事項についてするものとする。

⑴　入札に付する事項

⑵　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

⑶　契約条項を示す場所

⑷　入札の日時及び場所

⑸　入札保証金に関する事項

⑹　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

⑺　資格審査等要領第４条第３項の規定による申請の時期及び場所

⑻　第10条に規定する文書の交付に関する事項

⑼　落札者の決定の方法

⑽　契約の手続において使用する言語及び通貨

⑾　契約事務責任者の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地

２　契約事務責任者は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

３　契約事務責任者は、第１項の規定による公告においては、同項の定めるところによるほか、次に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

⑴　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

⑵　入札期日又は資格審査等要領第４条第３項の規定による申請の時期

⑶　契約事務責任者の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地

（指名競争の公示等）

第７条　契約事務責任者は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第５条第１項の規定の例により、公示をしなければならない。

２　前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、競争に参加する者を指名する場合の基準についてもするものとする。

３　前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第１項第１号及び第３号から第５号までに掲げる事項について、第１項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知しなければならない。

４　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

⑴　一連の調達契約にあっては、前条第１項第６号に掲げる事項

⑵　契約の手続において使用する言語及び通貨

（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第８条　契約事務責任者は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第１項の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から資格審査等要領第４条第３項による申請があったときは、速やかに、その者が資格審査等要領第２条第１項に規定する資格を有するか否かについて審査を開始しなければならない。

２　契約事務責任者は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、資格審査等要領第２条第１項に規定する資格を有すると認められた者のうちから、指名する場合の基準を満たしていると認められる者を指名するとともに、その者に対し、前条第３項に規定する事項及び第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

３　契約事務責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者の入札書が、第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札のときにおいて、一般競争の場合にあっては第６条第１項第２号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

４　契約事務責任者は、第１項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。